

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項に基づく

牛の特定部位の焼却の免除に関する事務取扱い

第1 目的

この事務取扱いは、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項に規定された学術研究および医薬品又は医療器具の試験検査に供するため、と畜場における牛の特定部位の焼却の免除に係る許可を行う場合の取扱いについて明確化し、もってと畜場における牛の特定部位の焼却処理が適正に行われることを目的とする。

第2 許可申請

と畜場における牛の特定部位の焼却免除の許可申請について次のとおり定める。

- (1) と畜場の設置者又は管理者は、牛の特定部位を学術研究および医薬品又は医療器具の試験検査に使用しようとする者からの依頼を受け、特定部位の焼却免除の許可を受けようとする場合に、特定部位を提供する予定の14日前までに、牛の特定部位焼却免除申請書（別紙1）をもって市長に申請しなければならない。

なお、牛の特定部位を学術研究および医薬品又は医療器具の試験検査に使用しようとする者は、と畜場の設置者又は管理者への依頼にあたり、と畜場の設置者又は管理者並びに食肉衛生検査所と特定部位の使用法、授受の方法、処分の方法等について十分に協議しなければならない。

- (2) と畜場の設置者又は管理者は、前項に規定する申請書に添えて以下の文書を提出しなければならない。

1) 牛の特定部位を学術研究に使用するとき

ア 牛の特定部位を使用しようとする者が大学又は研究機関等に所属していることを証明できる書類

イ 牛の特定部位を使用しようとする者が学術研究雑誌、学会発表等により当該研究分野において実績を有することを証明できる書類

ウ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類

2) 牛の特定部位を医薬品又は医療器具の試験検査に使用するとき

ア 医薬品の製造販売業を許可されたことが確認できる書類

イ 医薬品又は医療器具であることが確認できる書類

ウ 特定部位を用いる試験検査の方法が確認できる書類

エ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類

第3 許可の基準

と畜場における牛の特定部位の焼却免除の許可基準は次のとおりとする。

- (1) と畜場の設置者又は管理者が、特定部位を提供する際に講じると畜場の施設、設備、器具、枝肉、内臓等への汚染防止措置が適切であること。
- (2) 提出された牛の特定部位焼却免除申請書及び添付すべき文書において、牛の特定部位を使用する者の使用目的、使用方法、使用期間、特定部位の種類および量、特定部位の保管場所、管理責任者、使用後の処分方法等必要事項が適正であること。
- (3) 焼却の免除を許可する特定部位は、食肉衛生検査所が実施すると畜検査に合格した牛に由来するものに限られること。
- (4) 牛の特定部位を使用、保管する場所は、原則として市内に限る。

第 4 許可

申請を受理した市長は、第 3 許可の基準の規定に基づき審査し、許可基準に適合している場合は、牛の特定部位の焼却免除を許可し、と畜場の設置者又は管理者に対して牛の特定部位焼却免除許可書（別紙 2）を交付するものとする。

なお、市長は、許可にあたり必要に応じて条件を付することができる。

第 5 申請内容の変更の届出

と畜場の設置者又は管理者は、牛の特定部位の焼却免除について当該申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく、牛の特定部位焼却免除申請事項変更届（別紙 3）をもって市長に届け出なければならない。

第 6 許可の取り消し

市長は、牛の特定部位の焼却免除の許可を受けたと畜場の設置者又は管理者が第 3 許可の基準の規定に違反した場合又は第 4 許可により付与された条件に違反した場合に、牛の特定部位の焼却免除の許可を取り消すことができる。

第 7 提供後の報告

牛の特定部位の焼却免除の許可を受けたと畜場の設置者又は管理者は、牛の特定部位を使用する者に提供後、遅滞なく、焼却免除特定部位提供報告書（別紙 4）をもって市長に報告しなければならない。

第 8 焼却後の報告

牛の特定部位の焼却免除の許可を受けたと畜場の設置者又は管理者は、牛の特定部位を使用する者が使用を終了した後、遅滞なく、焼却免除特定部位使用報告書（別紙 5）をもって市長に報告しなければならない。

第 9 関係書類の保存

と畜場の設置者又は管理者及び市長は、本事案に係る関係書類を 8 年間保存しなければならない。

附 則

この事務取扱いは、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱いは、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱いは、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。

牛の特定部位焼却免除申請書

年 月 日

(あて名) 新潟市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
(と畜場の設置者又は管理者)

牛の特定部位の焼却免除について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 申請目的
- 3 特定部位の種類及び量
- 4 特定部位を使用しようとする者(使用者)の氏名又は名称及び所在地
- 5 前項に記載の使用者について
 - (1) 使用目的
 - (2) 使用方法
 - (3) 使用期間
 - (4) 特定部位の使用及び保管場所
 - (5) 特定部位の管理責任者
 - (6) 使用後の処分方法
 - (7) その他
- 6 その他

(添付書類) 以下の書類を添付すること

- (1) 牛の特定部位を学術研究に使用するとき
 - ア 牛の特定部位を使用しようとする者が大学又は研究機関等に所属していることを証明できる書類
 - イ 牛の特定部位を使用しようとする者が学術研究雑誌、学会発表等により当該研究分野において実績を有することを証明できる書類
 - ウ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類
- (2) 牛の特定部位を医薬品又は医療器具の試験検査に使用するとき
 - ア 医薬品の製造販売業を許可されたことが確認できる書類
 - イ 医薬品又は医療器具であることが確認できる書類
 - ウ 特定部位を用いる試験検査の方法が確認できる書類
 - エ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類

牛の特定部位焼却免除許可書

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
(と畜場の設置者又は管理者)

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により 年 月 日付
申請のあった牛の特定部位の焼却免除について次のとおり許可する。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 申請目的
- 3 特定部位の種類及び量
- 4 特定部位を使用しようとする者（使用者）の氏名又は名称及び所在地
- 5 焼却免除の期間
- 6 許可の条件

年 月 日

新潟市長

印

牛の特定部位焼却免除申請事項変更届

年 月 日

(あて名) 新潟市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
(と畜場の設置者又は管理者)

年 月 日付けをもって申請した内容について、下記のとおり変更します。

記

事 項	申請・許可内容	変 更 後 の 内 容
1 使用目的		
2 使用方法		
3 使用期間		
4 特定部位の種類及び量		
5 特定部位の使用及び保管場所		
6 特定部位の管理責任者		
7 使用後の処分方法		
8 その他		

*変更のある事項のみ記載のこと

(添付書類) 必要に応じて以下の書類を添付すること

(1) 牛の特定部位を学術研究に使用するとき

- ア 牛の特定部位を使用しようとする者が大学又は研究機関等に所属していることを証明できる書類
- イ 牛の特定部位を使用しようとする者が学術研究雑誌, 学会発表等により当該研究分野において実績を有することを証明できる書類
- ウ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類

(2) 牛の特定部位を医薬品又は医療器具の試験検査に使用するとき

- ア 医薬品の製造販売業を許可されたことが確認できる書類
- イ 医薬品又は医療器具であることが確認できる書類
- ウ 特定部位を用いる試験検査の方法が確認できる書類
- エ 使用後の牛の特定部位の焼却処分の方法が確認できる書類

焼却免除特定部位提供報告書

年 月 日

(あて名) 新潟市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
(と畜場の設置者又は管理者)

焼却免除の許可を受けた牛の特定部位を提供しましたので、以下のとおり報告します。

- 1 許可を受けた内容
(1) 許可書の番号
(2) 許可年月日
- 2 特定部位を使用する者の氏名又は名称及び所在地
- 3 提供した日時
- 4 提供した特定部位

と畜年月日	と畜番号	特定部位の種類	特定部位の数量

- 5 その他

焼却免除特定部位使用報告書

年 月 日

(あて名) 新潟市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
(と畜場の設置者又は管理者)

焼却免除の許可を受けた牛の特定部位の使用が終了したので、以下のとおり報告します。

- 1 許可を受けた内容
(1) 許可書の番号
(2) 許可年月日
- 2 特定部位の種類及び量
- 3 特定部位を使用した者(使用者)の氏名又は名称及び所在地
- 4 使用後の処分方法
- 5 その他

(添付書類) 以下の書類を添付すること

- (1) 特定部位の使用に関する記録の写し
- (2) 特定部位の処分に関する記録の写し